

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第50号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（課税地）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 前項の課税地は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 県民税 個人の県民税にあつては住所地又は事務所、事業所若しくは家屋敷の所在地、法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（第3号及び次条第1項において「法人等」という。）の県民税にあつては事務所、事業所又は寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下この号、次条第1項、第27条第1項、第38条第2項、第39条第2項及び附則第20条第1項において「寮等」という。）の所在地（当該事務所、事業所又は寮等が2以上ある場合には、主たるものの所在地）、法人課税信託（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。次条第1項において同じ。）の引受けを行う個人に係る県民税にあつては事務所又は事業所の所在地（当該事務所又は事業所が2以上ある場合には、主たるものの所在地）、利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税にあつては盛岡市</p> <p>（2）～（12） [略]</p>	<p>（課税地）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 前項の課税地は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 県民税 個人の県民税にあつては住所地又は事務所、事業所若しくは家屋敷の所在地、法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（第3号及び次条第1項において「法人等」という。）の県民税にあつては事務所、事業所又は寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下この号、次条第1項、第27条第1項、第38条第2項及び第39条第2項において「寮等」という。）の所在地（当該事務所、事業所又は寮等が2以上ある場合には、主たるものの所在地）、法人課税信託（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。次条第1項において同じ。）の引受けを行う個人に係る県民税にあつては事務所又は事業所の所在地（当該事務所又は事業所が2以上ある場合には、主たるものの所在地）、利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税にあつては盛岡市</p> <p>（2）～（12） [略]</p>
3	[略]	[略]

(寄附金税額控除)

第31条 [略]

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の前条及び法第37条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。

(1) [略]

(2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が0を下回るときであって、当該納税義務者が前条第2項に規定する課税山林所得金額（以下この項において「課税山林所得金額」という。）及び同条第2項に規定する課税退職所得金額（以下この項において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 100分の90

(3) [略]

(法人の事業税の税率)

第45条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 第42条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.48を乗じて得た金額

イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.2を乗じて得た金額

ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額

<u>100分の3.8</u>

(寄附金税額控除)

第31条 [略]

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の前条及び法第37条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）とする。

(1) [略]

(2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が0を下回るときであって、当該納税義務者が前条第2項に規定する課税山林所得金額（次号において「課税山林所得金額」という。）及び同項に規定する課税退職所得金額（同号において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 100分の90

(3) [略]

(法人の事業税の税率)

第45条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 第42条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.72を乗じて得た金額

イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.3を乗じて得た金額

ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額

<u>100分の3.1</u>

各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の5.5</u>
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の7.2</u>

(2)・(3) [略]

2 [略]

3 他の2以上の都道府県にわたって事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 第42条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.48を乗じて得た金額

イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.2を乗じて得た金額

ウ 各事業年度の所得に100分の7.2を乗じて得た金額

(2)・(3) [略]

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の取消し)

第63条 局長は、前条第1項の規定によって徴収猶予を受けた不動産取得税について第61条第1項第1号又は第2項第1号の規定の適用がないこと又は徴収猶予の事由の一部について変更があることが明らかとなったときは、その徴収猶予をした税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

附 則

第11条 削除

各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の4.6</u>
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の6</u>

(2)・(3) [略]

2 [略]

3 他の2以上の都道府県にわたって事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 第42条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.72を乗じて得た金額

イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.3を乗じて得た金額

ウ 各事業年度の所得に100分の6を乗じて得た金額

(2)・(3) [略]

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の取消し)

第63条 局長は、前条第1項の規定によって徴収猶予を受けた不動産取得税について第61条第1項第1号若しくは第2項第1号の規定の適用がないこと又は徴収猶予の事由の一部について変更があることが明らかとなったときは、その徴収猶予をした税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

附 則

(個人の県民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第11条 第31条第1項第1号に掲げる寄附金（以下この条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する者（地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がないと見込まれる者又は同法第121条（第1

項ただし書を除く。)の規定の適用を受けると見込まれる者であって、地方団体に対する寄附金について第31条第1項(同号に係る部分に限る。)及び第2項の規定によって控除すべき金額(以下この項において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受ける目的以外に、地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の県民税の所得割について第32条の3の規定による申告書の提出(第32条の4第1項の規定により第32条の3の規定による申告書が提出されたものとみなされる同法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)を要しないと見込まれるものに限る。次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、法第45条の2第3項の規定による申告書の提出(法第45条の3第1項の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、地方団体に対する寄附金を支出する際、法附則第7条第1項の総務省令で定めるところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項の規定による市町村民税に関する申告特例通知書の送付の求めと併せて、当該地方団体の長から賦課期日現在における住所所在地の市町村長に寄附金税額控除額の控除に関する事項を記載した書面(次項において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この項において「申告特例の求め」という。)は、申告特例対象寄附者が当該申告特例の求めに係る地方団体に対する寄附金を支出する年に支出する地方団体に対する寄附金について申告特例の求めを行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる場合に限り、行うことができる。

第11条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に第31条第1項第1号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7

条第5項の規定による申告特例通知書の送付があった場合においては、申告特例控除額を当該納税義務者の第31条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

2 前項の申告特例控除額は、第31条第2項に規定する特例控除額に、次の表の左欄に掲げる第30条第2項に規定する課税総所得金額から法第37条第1号イに掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

195万円以下の金額	85分の5
195万円を超え330万円以下の金額	80分の10
330万円を超え695万円以下の金額	70分の20
695万円を超え900万円以下の金額	67分の23
900万円を超える金額	57分の33

第11条の3 平成28年度から平成50年度までの各年度分の個人の県民税についての前条の規定の適用については、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84.895分の5.105」と、「80分の10」とあるのは「79.79分の10.21」と、「70分の20」とあるのは「69.58分の20.42」と、「67分の23」とあるのは「66.517分の23.483」と、「57分の33」とあるのは「56.307分の33.693」とする。

(東日本大震災に係る法人の均等割の免除等)

第20条 法人の均等割の納税義務者が、次の各号のいずれかに該当するときは、平成23年3月11日から平成26年3月10日までの間に終了する各事業年度又は各連結事業年度に係る法人の均等割を免除する。

(1) 平成23年3月11日において、県内の主たる事務所又は事業所を法附則第55条第1項の規定により公示された区域内に有していたとき。

(2) 平成23年3月11日において、県内の主たる寮等を法附則第55条第1項の規定により公示された区域内に有し、県内に事務所又は事業所を有していなかったとき。

第20条 削除

(3) 前2号に定めるもののほか、県内の主たる事務所、事業所又は寮等（以下次項及び第4項において「県内の主たる事務所等」という。）について、東日本大震災により、全壊、半壊その他これらに準ずる損害を受けたとき。

2 前項の規定により法人の均等割の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その事実を証明する書類を添付して、免除を受けようとする事業年度又は連結事業年度の法人の県民税の確定申告書の提出期限までに局長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名

(2) 当該申請に係る事業年度又は連結事業年度、県内の主たる事務所等を有していた月数及び法人の均等割の額

(3) 当該申請に係る事業年度又は連結事業年度の末日における県内の主たる事務所等の名称及び所在地

(4) 平成23年3月11日における県内の主たる事務所等の名称及び所在地又は東日本大震災により損害を受けた県内の主たる事務所等の名称、所在地及び損害の状況

3 局長は、法人の均等割に係る徴収金を徴収した場合において、当該法人の均等割について第1項の規定の適用があることとなったときは、当該納税義務者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

4 前項の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その事実を証明する書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名

(2) 当該申請に係る事業年度又は連結事業年度、県内の主たる事務所等を有していた月数及び法人の均等割の額

(3) 当該申請に係る事業年度又は連結事業年度の末日における県内の主たる事務所等の名称及び所在地

(4) 平成23年3月11日における県内の主たる事務所等の名称及び所在地又は東日本大震災により損害を受けた県内の主たる事務所等の名称、所在地及び損害の状況

(阪神・淡路大震災に係る財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る利子割の額の還付)

第20条の2 平成7年1月17日から阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成7年法律第48号）の施行の日の前日までの間に同法附則第5条第1項各号に掲げる事実が生じたことにより、当該各号に定める利子、収益の分配又は差益について第41条の6の規定により徴収された利子割の額があり、かつ、当該事実が阪神・淡路大震災によって被害を受けたことにより生じたものである場合において、当該徴収された利子割の額がある租税特別措置法第4条の2第1項に規定する勤労者が、法附則第8条の3の政令で定めるところにより、同年9月30日までに、当該徴収された利子割の課税地を管轄する局長に対し、当該徴収された利子割の額の還付を請求したときは、当該局長は、法第17条、第17条の2及び第17条の4の規定の例によって、当該徴収された利子割の額を還付し、又は当該勤労者の未納に係る徴収金に充当するものとする。この場合において、同条第1項中「次の各号に掲げる過誤納金の区分に従い当該各号に掲げる日」とあるのは、「附則第8条の3の規定による還付の請求があった日から1月を経過する日」とする。

(東日本大震災に係る財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る利子割の額の還付)

第20条の2の2 平成23年3月11日から震災特例法の施行の日の前日までの間に震災特例法附則第3条第1項各号に掲げる事実が生じたことによ

(阪神・淡路大震災に係る財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る利子割の額の還付)

第20条の2 平成7年1月17日から阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成7年法律第48号）の施行の日の前日までの間に同法附則第5条第1項各号に掲げる事実が生じたことにより、当該各号に定める利子、収益の分配又は差益について第41条の6の規定により徴収された利子割の額があり、かつ、当該事実が阪神・淡路大震災によって被害を受けたことにより生じたものである場合において、当該徴収された利子割の額がある租税特別措置法第4条の2第1項に規定する勤労者が、法附則第8条の3の政令で定めるところにより、同年9月30日までに、当該徴収された利子割の課税地を管轄する局長に対し、当該徴収された利子割の額の還付を請求したときは、当該局長は、法第17条、第17条の2及び第17条の4の規定の例によって、当該徴収された利子割の額を還付し、又は当該勤労者の未納に係る徴収金に充当するものとする。この場合において、同条第1項中「次の各号に掲げる過誤納金の区分に従い当該各号に定める日」とあるのは、「附則第8条の3の規定による還付の請求があった日から1月を経過する日」とする。

(東日本大震災に係る財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る利子割の額の還付)

第20条の2の2 平成23年3月11日から震災特例法の施行の日の前日までの間に震災特例法附則第3条第1項各号に掲げる事実が生じたことによ

り、当該各号に定める利子、収益の分配又は差益について第41条の6の規定により徴収された利子割の額があり、かつ、当該事実が東日本大震災によって被害を受けたことにより生じたものである場合において、当該徴収された利子割の額がある租税特別措置法第4条の2第1項に規定する勤労者が、法附則第46条の政令で定めるところにより、平成24年3月10日までに、当該徴収された利子割の課税地を管轄する局長に対し、当該徴収された利子割の額の還付を請求したときは、当該局長は、法第17条、第17条の2及び第17条の4の規定の例によって、当該徴収された利子割の額を還付し、又は当該勤労者の未納に係る徴収金に充当するものとする。この場合において、同条第1項中「次の各号に掲げる過誤納金の区分に従い当該各号に掲げる日」とあるのは、「附則第46条の規定による還付の請求があった日から1月を経過する日」とする。

(法人の事業税の税率の特例)

第20条の2の5 [略]

2 平成26年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税についての第45条及び前項の規定の適用については、当分の間、同条第1項第1号ウの表中「100分の3.8」とあるのは「100分の2.2」と、「100分の5.5」とあるのは「100分の3.2」と、「100分の7.2」とあるのは「100分の4.3」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の5.1」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.9」と、同条第3項第1号ウ中「100分の7.2」とあるのは「100分の4.3」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、前項中「第45条第1項第2号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第45条第1項第2号」と、「100分の

り、当該各号に定める利子、収益の分配又は差益について第41条の6の規定により徴収された利子割の額があり、かつ、当該事実が東日本大震災によって被害を受けたことにより生じたものである場合において、当該徴収された利子割の額がある租税特別措置法第4条の2第1項に規定する勤労者が、法附則第46条の政令で定めるところにより、平成24年3月10日までに、当該徴収された利子割の課税地を管轄する局長に対し、当該徴収された利子割の額の還付を請求したときは、当該局長は、法第17条、第17条の2及び第17条の4の規定の例によって、当該徴収された利子割の額を還付し、又は当該勤労者の未納に係る徴収金に充当するものとする。この場合において、同条第1項中「次の各号に掲げる過誤納金の区分に従い当該各号に定める日」とあるのは、「附則第46条の規定による還付の請求があった日から1月を経過する日」とする。

(法人の事業税の税率の特例)

第20条の2の5 [略]

2 平成27年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税についての第45条及び前項の規定の適用については、当分の間、同条第1項第1号ウの表中「100分の3.1」とあるのは「100分の1.6」と、「100分の4.6」とあるのは「100分の2.3」と、「100分の6」とあるのは「100分の3.1」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の5.1」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.9」と、同条第3項第1号ウ中「100分の6」とあるのは「100分の3.1」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、前項中「第45条第1項第2号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第45条第1項第2号」と、「100分の6.6」

6.6」とあるのは「100分の4.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の5.5」とする。

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第21条 平成18年4月1日から平成27年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第56条の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 [略]

(住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例)

第22条 [略]

2 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条第13項の政令で定めるものの新築を平成27年3月31日までにした場合における第55条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条第13項の政令で定めるものの新築」と、「含むものとし、政令第37条の16で定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸につき1,200万円（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下「共同住宅等」という。）にあっては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令第37条の17で定めるものにつき1,200万円）」とあるのは「当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で法附則第11条第13項の政令で定めるものにつき1,200万円」とする。

とあるのは「100分の4.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の5.5」とする。

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第21条 平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第56条の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 [略]

(住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例)

第22条 [略]

2 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条第13項の政令で定めるものの新築を平成29年3月31日までにした場合における第55条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条第13項の政令で定めるものの新築」と、「含むものとし、政令第37条の16で定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸につき1,200万円（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下「共同住宅等」という。）にあっては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令第37条の17で定めるものにつき1,200万円）」とあるのは「当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で法附則第11条第13項の政令で定めるものにつき1,200万円」とする。

(不動産取得税の減額)

第22条の2 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条の4第3項の政令で定めるものの用に供する土地の取得を平成27年3月31日までにした場合における第61条第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成27年3月31日までに行為されたときに限り」と、「住宅（法第73条の24第1項の政令で定める住宅に限る。以下「特例適用住宅」という。）1戸について（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同項の政令で定めるものについて）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条の4第3項の政令で定めるもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で法附則第11条の4第3項の政令で定めるものについて」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第23条 宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格によって決定されるものをいう。）をいう。）を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第55条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日

(不動産取得税の減額)

第22条の2 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条の4第3項の政令で定めるものの用に供する土地の取得を平成29年3月31日までにした場合における第61条第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成29年3月31日までに行為されたときに限り」と、「住宅（法第73条の24第1項の政令で定める住宅に限る。以下「特例適用住宅」という。）1戸について（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同項の政令で定めるものについて）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条の4第3項の政令で定めるもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で法附則第11条の4第3項の政令で定めるものについて」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第23条 宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格によって決定されるものをいう。）をいう。）を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第55条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日

から平成27年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

2 [略]

3 平成18年4月1日から平成27年3月31日までの間に第64条の3第1項に規定する被収用不動産等を収用され又は譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合にあつては、局長が法第388条第1項の固定資産評価基準によって決定した価格）中に第1項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第64条の3第1項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第23条第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第23条第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」とする。

（東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例）

第23条の3 [略]

2・3 [略]

4 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下「原子力発電所の事故」という。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長（同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。以下この項及び附則第24条の2の4第1項において同じ。）が市町村長又は都道府県知事に対して行った法附則第55条の2第1項第1号に掲げる指示の対象区域（原子力発電所の事故に関して同法第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に

から平成30年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

2 [略]

3 平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間に第64条の3第1項に規定する被収用不動産等を収用され又は譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合にあつては、局長が法第388条第1項の固定資産評価基準によって決定した価格）中に第1項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第64条の3第1項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第23条第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第23条第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」とする。

（東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例）

第23条の3 [略]

2・3 [略]

4 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下「原子力発電所の事故」という。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長（同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。以下この項及び附則第24条の2の4第1項において同じ。）が市町村長又は都道府県知事に対して行った法附則第55条第1項第1号に掲げる指示の対象区域（原子力発電所の事故に関して同法第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に

対して行った指示において近く同号に掲げる指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。附則第24条の2の4第1項において「避難指示区域」という。)のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域(以下この条において「居住困難区域」という。)内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があった日において所在していた家屋(以下この項において「対象区域内家屋」という。)の同日における所有者その他の法附則第51条第4項の政令で定める者が、当該対象区域内家屋に代わるものと局長が認める家屋(以下この項及び次項において「代替家屋」という。)の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月(代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年)を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合(当該割合が1を超える場合は、1)を乗じて得た額を価格から控除する。

5・6 [略]

(自動車取得税の税率の特例)

第24条の2 [略]

2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等(道路運送車両法第7条の規定による登録又は同法第59条の規定による検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。))をいう。次項及び附則第24条の2の3において同じ。)を受けるものの取得(附則第24条の2の3第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

て行った指示において近く同号に掲げる指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。附則第24条の2の4第1項において「避難指示区域」という。)のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域(以下この条において「居住困難区域」という。)内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があった日において所在していた家屋(以下この項において「対象区域内家屋」という。)の同日における所有者その他の法附則第51条第4項の政令で定める者が、当該対象区域内家屋に代わるものと局長が認める家屋(以下この項及び次項において「代替家屋」という。)の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月(代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年)を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合(当該割合が1を超える場合は、1)を乗じて得た額を価格から控除する。

5・6 [略]

(自動車取得税の税率の特例)

第24条の2 [略]

2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等(道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録又は同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。))をいう。以下この条及び附則第24条の2の3において同じ。)を受けるものの取得(附則第24条の2の3第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて

(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第24条の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第1号において同じ。）

ア 乗用車又は車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第24条の2の3第7項において同じ。）が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第1号イの総務省令で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「排出ガス保安基準」という。）で法附則第12条の2の2第2項第4号イ(1)の総務省令で定めるもの（以下この号及び次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

(イ) [略]

(ウ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の2の2第2項第4号イ(3)の総務省令で定めるエネルギー消費効率（第4項において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率

得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第24条の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第24条の2の3において同じ。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第1号イの総務省令で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「排出ガス保安基準」という。）で法附則第12条の2の2第2項第4号イ(1)の総務省令で定めるもの（以下この条及び附則第24条の2の3において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

(イ) [略]

(ウ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第24条の2の3において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の2の2第2項第4号イ(3)の総務省令で定めるエネルギー消費効率（以下この号及び附則第24条の2の3第1項第5号において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められ

」という。)に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第1号ロの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第1号ハの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

たもの(第3項第1号及び附則第24条の2の3第1項第5号において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第24条の2の3において同じ。)が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第1号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び附則第24条の2の3第1項第5号において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第1号ハの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第1号ニの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第24条の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第2号において同じ。）

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の2第2項第5号イの総務省令で定めるもの（以下の号及び次項第2号において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(イ) [略]

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第2号ロの総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第2号ハの総務省令で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の2第2項第5号ハ(1)の総務省令で定めるもの（

(2) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第24条の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第2号及び第4項第2号において同じ。）

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の2第2項第5号イの総務省令で定めるもの（以下の号、次項第2号及び第4項第2号において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(イ) [略]

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第2号ロの総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第2号ハの総務省令で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の2第2項第5号ハ(1)の総務省令で定めるもの（

以下この号及び次項第2号において「平成21年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

(イ) [略]

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第2号ニの総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

3 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得(前項又は附則第24条の2の3第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第1号イの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

以下この号、次項第2号及び第4項第2号において「平成21年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

(イ) [略]

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第2号ニの総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

3 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得(前項又は附則第24条の2の3第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第1号イの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

(ウ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第1号ロの総務省

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第1号ロの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第1号ハの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第

令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第1号ハの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第1号ニの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第

2号口の総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第2号ハの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第2号ニの総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

4 第2項(第1号アに係る部分に限る。)及び前項(第1号アに係る部分に限る。)の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として法附則第12条の2の3第4項の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、平成22年度基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)を算定する方法として同項の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第2項第1号ア(ウ)中「同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の2の2第2項第4号イ(3)の総務省令で定めるエネルギー消

2号口の総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第2号ハの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第2号ニの総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

4 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得(前2項又は附則第24条の2の3第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第4項第1号イの総務省令で定めるもの

費効率（第4項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110」とあるのは「第4項に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138」と、前項第1号ア(ウ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「第4項に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第4項第1号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第4項第1号ハの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第4項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車

基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第4項第2号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第4項第2号ハの総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第4項第2号ニの総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

5 ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックであって、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の

(自動車取得税の課税標準の特例)

第24条の2の3 次に掲げる自動車(以下この項において「第一種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。

(1)・(2) [略]

(3) 充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の法附則第12条の2の2第2項第3号の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので同号の総務省令で定めるものをいう。第6号、次項第2号及び第3項第2号において同じ。))のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法附則第12条の2の2

3第5項の総務省令で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得(前3項又は附則第24条の2の3第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(1) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(自動車取得税の課税標準の特例)

第24条の2の3 次に掲げる自動車(以下この項において「第一種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。

(1)・(2) [略]

(3) 充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の法附則第12条の2の2第2項第3号の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので同号の総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。))のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法附則第12条の2の2第2項第3号の総務省令で

第2項第3号の総務省令で定めるものをいう。)

(4) 法附則第12条の2の2第2項第4号(同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げるガソリン自動車

定めるものをいう。)

(4) 法附則第12条の2の2第2項第4号に掲げるガソリン自動車

(5) 次に掲げるガソリン自動車(平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として法附則第12条の2の5第1項第5号の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この項から第5項までにおいて「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。))を算定する方法として同号の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの(次項から第5項までにおいて「平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。))に限る。)

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の5第1項第5号イの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の180を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の5第1項第5号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に

(5) [略]

(6) [略]

2 次に掲げる自動車（以下この項において「第二種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から30万円を控除して得た額」とする。

(1) 附則第24条の2第2項第1号（同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。）に掲げるガソリン自動車

100分の157を乗じて得た数値以上であること。

(6) [略]

(7) [略]

2 次に掲げる自動車（以下この項において「第二種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から35万円を控除して得た額」とする。

(1) 附則第24条の2第2項第1号に掲げるガソリン自動車

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の5第2項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の165を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の5第2項第2号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。

(2) [略]

3 次に掲げる自動車（以下この項において「第三種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第三種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

(1) 附則第24条の2第3項第1号（同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。）に掲げるガソリン自動車

(2) [略]

(3) [略]

3 次に掲げる自動車（以下この項において「第三種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第三種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から25万円を控除して得た額」とする。

(1) 附則第24条の2第3項第1号に掲げるガソリン自動車

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の5第3項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の5第3項第2号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144を乗じて得た数値以上であること。

(3) [略]

4 次に掲げる自動車（以下この項において「第四種環境対応車」という

。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第四種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

(1) 附則第24条の2第4項第1号に掲げるガソリン自動車

(2) ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のトラックであって、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の5第4項第2号の総務省令で定めるもの

ア 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得た数値以上であること。

(3) 附則第24条の2第4項第2号ウ又はエに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

5 次に掲げる自動車（以下この項において「第五種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第五種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から5万円を控除して得た額」とする。

(1) 附則第24条の2第5項に掲げるガソリン自動車

(2) ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のトラックであって、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の5第5項第2号の総務省令で定めるもの

ア 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

4 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（法附則第12条の2の5第4項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第3条第1項に規定する基本方針（次項第1号及び第6項第1号において「基本方針」という。）に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次項第2号及び第6項第2号において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で法附則第12条の2の5第4項第2号の総務省令で定めるものに適合するものであること。

5 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（法附則第12条の2の5第5項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得

イ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の132を乗じて得た数値以上であること。

6 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（法附則第12条の2の5第6項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第3条第1項に規定する基本方針（次項第1号及び第8項第1号において「基本方針」という。）に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次項第2号及び第8項第2号において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で法附則第12条の2の5第6項第2号の総務省令で定めるものに適合するものであること。

7 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（法附則第12条の2の5第7項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得

価額」とあるのは、「取得価額から650万円（乗車定員30人未満の附則第24条の2の3第5項に規定する路線バス等にあつては、200万円）を控除して得た額」とする。

(1) [略]

(2) 公共交通移動等円滑化基準で法附則第12条の2の5第5項第2号の総務省令で定めるものに適合するものであること。

6 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（法附則第12条の2の5第6項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から100万円を控除して得た額」とする。

(1) [略]

(2) 公共交通移動等円滑化基準で法附則第12条の2の5第6項第2号の総務省令で定めるものに適合するものであること。

(3) [略]

7 次に掲げる自動車（法附則第12条の2の5第7項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日（第1号に掲げる自動車のうち車両総重量が12トンを超えるもの、第2号に掲げるトラックのうち車両総重量が22トンを超えるもの及び第3号に掲げるトラックにあつては、平成26年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額

価額」とあるのは、「取得価額から650万円（乗車定員30人未満の附則第24条の2の3第7項に規定する路線バス等にあつては、200万円）を控除して得た額」とする。

(1) [略]

(2) 公共交通移動等円滑化基準で法附則第12条の2の5第7項第2号の総務省令で定めるものに適合するものであること。

8 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（法附則第12条の2の5第8項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から100万円を控除して得た額」とする。

(1) [略]

(2) 公共交通移動等円滑化基準で法附則第12条の2の5第8項第2号の総務省令で定めるものに適合するものであること。

(3) [略]

9 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第11項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）並びに衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第11項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）を備えるもの（法附則第12条の2の5第9項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日（第4号に掲

」とする。

(1) 車両総重量が5トンを超える乗用車（法附則第12条の2の5第7項第1号の総務省令で定めるものに限る。）又はバス（同号の総務省令で定めるものに限る。）であって、道路運送車両法第41条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号及び第3号において「制動装置保安基準」という。）で同項第1号の総務省令で定めるものに適合するもの

(2) 車両総重量が8トンを超えるトラック（法附則第12条の2の5第7項第2号の総務省令で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。）であって、道路運送車両法第41条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で同号の総務省令で定めるものに適合するもの

(3) 車両総重量が13トンを超えるトラック（法附則第12条の2の5第7項第3号の総務省令で定めるけん引自動車に限る。）であって、道

げるトラックにあつては、平成28年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から525万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トンを超え12トン以下の乗用車（法附則第12条の2の5第9項第1号の総務省令で定めるものに限る。）又はバス（同号の総務省令で定めるものに限る。）（第11項第1号及び第2号において「バス等」という。）であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法附則第12条の2の5第9項第1号の総務省令で定めるもの（以下この項及び第11項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）及び道路運送車両法第41条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で同号の総務省令で定めるもの（以下この項及び第11項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック（法附則第12条の2の5第9項第2号の総務省令で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下この項及び第11項において同じ。）であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(3) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべ

路運送車両法第41条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で同号の総務省令で定めるものに適合するもの

きものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(4) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

10 前項第4号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（法附則第12条の2の5第10項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成28年11月1日から平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（法附則第12条の2の5第11項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日（第5号に掲げるトラックにあっては、平成28年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運

送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(5) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

8 前各項の規定は、第90条又は法第123条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の法附則第12条の2の5第8項の総務省令に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

12 前各項の規定は、第90条又は法第123条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の法附則第12条の2の5第12項の総務省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第24条の4 平成27年3月31日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第99条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があった場合又は次項において準用する第99条の18第1項の規定による局長の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

(1) [略]

(2) 海上保安庁その他法附則第12条の2の7第1項第2号の政令に規定する者が航路標識法(昭和24年法律第99号)第2条の規定により設置、及び管理する航路標識の電源の用途その他公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力源の用途で同号の政令に規定するものに供する軽油の引取り

(3)・(4) [略]

(5) 陶磁器製造業、木材加工業その他の法附則第12条の2の7第1項第5号の政令に規定する事業を営む者が製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の同号の政令に規定する用途に供する軽油の引取り

2 第99条の12から第99条の14まで及び第99条の18の規定は、前項の規定によって軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、第99条の13第1項中「3年」とあるのは、「平成27年3月31日まで」と読み替えるものとする。

(自動車税の税率の特例)

第25条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車)で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車)で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。以下この

(軽油引取税の課税免除の特例)

第24条の4 平成30年3月31日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第99条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があった場合又は次項において準用する第99条の18第1項の規定による局長の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

(1) [略]

(2) 自衛隊が通信の用に供する機械、自動車(法附則第12条の2の7第1項第2号の政令で定めるものを除く。)その他これらに類するものとして同号の政令で定めるものの電源又は動力源に供する軽油の引取り

(3)・(4) [略]

(5) 木材加工業その他の法附則第12条の2の7第1項第5号の政令で定める事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の同号の政令で定める用途に供する軽油の引取り

2 第99条の12から第99条の14まで及び第99条の18の規定は、前項の規定によって軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、第99条の13第1項中「3年」とあるのは、「平成30年3月31日まで」と読み替えるものとする。

(自動車税の税率の特例)

第25条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車)で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車)で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。以下この

条において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で同項の総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同項の総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。)及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の同項の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。次項及び第3項第3号において同じ。)、一般乗合用バス等(一般乗合用バス及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の設置者が所有し、かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童又は幼児の通学又は通園の用に供するバスをいう。以下同じ。)及び被けん引自動車並びに次項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対して課する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の税率については、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1)・(2) [略]

2～7 [略]

(狩猟税の税率の特例)

第30条 平成20年4月1日から平成28年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であって次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第142条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2

条において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で同項の総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同項の総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。)及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の同項の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。次項及び第3項第3号において同じ。)、一般乗合用バス等(一般乗合用バス及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の設置者が所有し、かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童若しくは幼児の通学若しくは通園又は当該幼保連携型認定こども園の園児(同法第14条第6項に規定する園児をいう。)の通園の用に供するバスをいう。以下同じ。)及び被けん引自動車並びに次項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対して課する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の税率については、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1)・(2) [略]

2～7 [略]

(狩猟税の課税免除)

第30条 県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。)第9条第6項の規

分の1を乗じた税率とする。

(1) 対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。）に係る狩猟者の登録

(2) 前号の狩猟者の登録（以下この号において「軽減税率適用登録」という。）を受けていた者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合において、その者が当該軽減税率適用登録に係る狩猟免許と同一の種類の狩猟免許について当該軽減税率適用登録の有効期間の範囲内の期間を有効期間とする狩猟者の登録を受けるときにおける当該狩猟者の登録

定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に行われた場合においては、第142条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さないものとする。

（狩猟税の税率の特例）

第30条の2 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であって、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行った場合における狩猟税の税率は、第142条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合にあつては、この限りでない。

		<p>2 前項の規定は、狩猟者の登録を受ける者が、県の区域において、従事者（鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く。）として、従事者証の交付を受けて特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った場合における狩猟税の税率について準用する。この場合において、前項中「受け、」とあるのは、「受けた同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。）の従事者（鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する従事者をいう。）として、同項に規定する従事者証の交付を受けて」と読み替えるものとする。</p>
2	<p>附 則 （狩猟税の課税免除） 第30条 [略]</p>	<p>附 則 （狩猟税の課税免除） 第30条 [略]</p> <p>2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第2項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第1項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第14条の2第9項の規定により鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第2項において同じ。）に規定する従事者証（次条第2項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成27年5月29日から平成31年3月31日までの間に行われたときは、第142条第</p>

1項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分及び附則第7条第2項の規定は、同年5月29日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の岩手県県税条例（以下「新条例」という。）第31条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成27年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第11条の規定は、県民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支出する新条例第31条第1項第1号に掲げる寄附金について適用する。

3 新条例附則第11条の2及び第11条の3の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

(法人の県民税に関する経過措置)

第3条 岩手県県税条例第39条第1項の規定により、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法（以下この条において「新法」という。）第53条第1項の申告書（法人税法（昭和40年法律第34号）第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書に限る。）又は新法第53条第2項の申告書を提出し、及びその申告した県民税額を納付する法人並びに同条第3項の規定によって提出があったものとみなされる申告書に係る県民税に相当する税額の県民税を納付する法人の施行日以後に開始する最初の事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する最初の連結事業年度分の法人の県民税についての同条例第38条第1項の規定の適用については、同項中「資本金等の額が」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法第23条第1項第4号の5に規定する資本金等の額が」とする。

(事業税に関する経過措置)

第4条 新条例第45条及び附則第20条の2の5第2項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第5条 新条例附則第24条の2及び第24条の2の3の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第6条 新条例附則第24条の4第1項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課

する軽油引取税については、なお従前の例による。

- 2 平成24年4月1日から施行日の前日までの間にこの条例による改正前の岩手県県税条例附則第24条の4第2項において読み替えて準用する岩手県県税条例第99条の13第1項に規定する免税軽油使用者証の交付を受けた者であって、新条例附則第24条の4の規定の適用を受けるものに係る当該免税軽油使用者証の有効期間は、同条第2項後段の規定にかかわらず、当該交付の日から3年とする。

(狩猟税に関する経過措置)

第7条 新条例附則第30条第1項の規定は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第30条第2項の規定は、附則第1条ただし書に規定する日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。
- 3 新条例附則第30条の2の規定は、施行日以後に狩猟者の登録に係る申請書を提出し、狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。
- 4 施行日から附則第1条ただし書に規定する日の前日までの間における新条例附則第30条及び第30条の2の規定の適用については、新条例附則第30条中「次項に」とあるのは「次条に」と、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」とあるのは「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（次条において「鳥獣保護法」と、新条例附則第30条の2第1項中「鳥獣保護管理法第56条」とあるのは「鳥獣保護法第56条」と、「鳥獣保護管理法第9条第1項」とあるのは「鳥獣保護法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「鳥獣保護管理法第2条第9項」とあるのは「鳥獣保護法第2条第5項」と、同条第2項中「鳥獣保護管理法第9条第8項」とあるのは「鳥獣保護法第9条第8項」と、「に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く」とあるのは「（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する従事者をいう」と、「従事者証」とあるのは「鳥獣保護法第9条第8項に規定する従事者証」と、「同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」とあるのは「鳥獣保護法第9条第8項（鳥獣被害防止特措法」と、「者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。）」とあるのは「者」とする。

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第8条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成27年岩手県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中岩手県県税条例附則第30条の改正規定を削る。